

平成30年 2 月15日開会

平成30年 2 月徳島県議会定例会議案

目 次

第 1 号	平成30年度徳島県一般会計予算	1頁
第 2 号	平成30年度徳島県用度事業特別会計予算	17
第 3 号	平成30年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算	19
第 4 号	平成30年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算	21
第 5 号	平成30年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	23
第 6 号	平成30年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算	25
第 7 号	平成30年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算	27
第 8 号	平成30年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算	29
第 9 号	平成30年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	31
第 10 号	平成30年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算	33
第 11 号	平成30年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算	35
第 12 号	平成30年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算	37
第 13 号	平成30年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算	39
第 14 号	平成30年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	41
第 15 号	平成30年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算	43
第 16 号	平成30年度徳島県流域下水道事業特別会計予算	45
第 17 号	平成30年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算	47
第 18 号	平成30年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算	51
第 19 号	平成30年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算	53
第 20 号	平成30年度徳島県証紙収入特別会計予算	55
第 21 号	平成30年度徳島県公債管理特別会計予算	57

第	22	号	平成30年度徳島県給与集中管理特別会計予算	59頁
第	23	号	平成30年度徳島県病院事業会計予算	61
第	24	号	平成30年度徳島県電気事業会計予算	65
第	25	号	平成30年度徳島県工業用水道事業会計予算	69
第	26	号	平成30年度徳島県土地造成事業会計予算	73
第	27	号	平成30年度徳島県駐車場事業会計予算	75
第	28	号	徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について	77
第	29	号	旅館業法施行条例の一部改正について	79
第	30	号	徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の 公営に関する条例の一部改正について	83
第	31	号	知事等の給与に関する条例の一部改正について	85
第	32	号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	87
第	33	号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	91
第	34	号	職員の退職手当に関する条例等の一部改正について	93
第	35	号	雇用の場の拡大を図るための情報通信関連事業に係る県税の課税免除に関する条例の廃止について	95
第	36	号	徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について	97
第	37	号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正 について	99
第	38	号	徳島県文化創造審議会設置条例の制定について	101
第	39	号	東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の制定について	103
第	40	号	徳島県スポーツ推進審議会設置条例の一部改正について	105
第	41	号	徳島県生活環境保全条例の一部改正について	107
第	42	号	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について	109

第	43	号	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について……………	111
第	44	号	徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について……………	115
第	45	号	徳島県保健師，助産師，看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について……………	117
第	46	号	徳島県特別会計設置条例の一部改正について……………	119
第	47	号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例の一部改正について……………	121
第	48	号	介護保険法施行条例の一部改正について……………	123
第	49	号	児童福祉法施行条例の一部改正について……………	127
第	50	号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について……………	129
第	51	号	徳島県企業立地推進基金条例の一部改正等について……………	131
第	52	号	徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の廃止について……………	133
第	53	号	徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	135
第	54	号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について……………	137
第	55	号	徳島県屋外広告物条例の一部改正について……………	139
第	56	号	徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	141
第	57	号	建築基準法施行条例の一部改正について……………	143
第	58	号	徳島県学校職員定数条例の一部改正について……………	145
第	59	号	徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について……………	147
第	60	号	徳島県迷惑行為防止条例の一部改正について……………	149
第	61	号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について……………	151
第	62	号	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……………	155
第	63	号	平成29年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金の追加について……………	159
第	64	号	徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約について……………	161

第 65 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院第 2 期中期計画の変更に関する認可について	163頁
第 66 号	徳島県教育振興計画（第 3 期）の策定について	165
第 67 号	権利の放棄について	167
第 68 号	権利の放棄について	169
第 69 号	権利の放棄について	171
第 70 号	権利の放棄について	173
第 71 号	包括外部監査契約について	175
第 72 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院定款の一部変更について	177
第 73 号	県営電気事業の売電料金等について	179
報告第 1 号	訴えの提起に係る専決処分の報告について	181
報告第 2 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	183
報告第 3 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	185

第 1 号

平成30年度徳島県一般会計予算

平成30年度徳島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ487,113,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	千円 76,500,000
	1 県 民 税	27,745,908
	2 事 業 税	16,611,594
	3 地 方 消 費 税	12,463,442
	4 不 動 産 取 得 税	1,860,233
	5 県 た ば こ 税	771,817
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	246,257
	7 自 動 車 取 得 税	954,671
	8 軽 油 引 取 税	5,628,549
	9 自 動 車 税	10,202,247
	10 鉦 区 税	1,290
	11 狩 猟 税	13,752
	12 旧 法 に よ る 税	240
2 地 方 消 費 税 清 算 金		26,329,888

	1 地 方 消 費 税 清 算 金	26,329,888
3 地 方 讓 与 税		13,438,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	11,644,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	1,708,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	85,000
	4 航 空 機 燃 料 讓 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		135,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	135,000
5 地 方 交 付 税		143,000,000
	1 地 方 交 付 税	143,000,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		290,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	290,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		913,605
	1 分 担 金	284,920
	2 負 担 金	628,685
8 使 用 料 及 び 手 数 料		6,158,274
	1 使 用 料	4,580,001

	2 手 数 料	1,578,273
9 国 庫 支 出 金		59,738,810
	1 国 庫 負 担 金	30,706,636
	2 国 庫 補 助 金	28,095,739
	3 委 託 金	936,435
10 財 産 収 入		1,160,344
	1 財 産 運 用 収 入	747,006
	2 財 産 売 払 収 入	413,338
11 寄 附 金		220,909
	1 寄 附 金	220,909
12 繰 入 金		87,213,902
	1 特 別 会 計 繰 入 金	64,288,721
	2 基 金 繰 入 金	22,925,181
13 繰 越 金		1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000
14 諸 収 入		16,949,268
	1 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料 等	100,910

	2 県 預 金 利 子	2,424
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	5,060,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	4,542,225
	5 受 託 事 業 収 入	565,546
	6 収 益 事 業 収 入	3,116,504
	7 雑 入	3,561,659
15 県 債		54,065,000
	1 県 債	54,065,000
歳 入	合 計	487,113,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 971,709
	1 議 会 費	971,709
2 総 務 費		24,663,838
	1 総 務 管 理 費	12,788,395
	2 企 画 費	4,457,251

		3 徴 税 費	2,452,791
		4 市 町 村 振 興 費	2,645,560
		5 選 挙 費	196,452
		6 防 災 費	1,468,846
		7 統 計 調 査 費	331,882
		8 人 事 委 員 会 費	135,717
		9 監 査 委 員 費	186,944
	3 民 生 費		61,963,429
		1 社 会 福 祉 費	45,401,061
		2 児 童 福 祉 費	11,600,899
		3 生 活 保 護 費	4,961,469
	4 衛 生 費		28,590,193
		1 公 衆 衛 生 費	5,745,587
		2 環 境 衛 生 費	2,712,637
		3 保 健 所 費	1,343,632
		4 医 薬 費	9,900,265
		5 病 院 事 業 費	8,888,072

5 労働費		5,449,857
	1 労働政費	4,278,761
	2 職業訓練費	1,056,526
	3 労働委員会費	114,570
6 農林水産業費		31,501,474
	1 農業費	5,516,572
	2 園芸費	1,023,465
	3 畜産業費	849,106
	4 農地費	10,894,888
	5 林業費	11,064,456
	6 水産業費	2,152,987
7 商工費		65,641,356
	1 商業費	59,919,865
	2 工鉦業費	4,302,650
	3 観光費	1,418,841
8 土木費		49,523,824
	1 土木管理費	4,441,448

	2 道路橋りょう費	22,465,494
	3 河川海岸費	13,800,924
	4 港湾費	3,272,932
	5 都市計画費	4,098,699
	6 住宅費	1,444,327
9 警察費		21,441,256
	1 警察管理費	19,333,777
	2 警察活動費	2,107,479
10 教育費		84,327,537
	1 教育総務費	14,573,337
	2 小学校費	24,709,805
	3 中学校費	15,376,236
	4 高等学校費	18,256,901
	5 特別支援学校費	7,086,937
	6 社会教育費	2,635,313
	7 保健体育費	1,689,008
11 災害復旧費		10,889,007

		1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,747,200
		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,041,807
		3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000
	12 公 債 費		74,230,348
		1 公 債 費	74,230,348
	13 諸 支 出 金		27,769,172
		1 地 方 消 費 税 清 算 金	12,316,295
		2 利 子 割 交 付 金	173,961
		3 配 当 割 交 付 金	616,214
		4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	655,070
		5 地 方 消 費 税 交 付 金	13,199,932
		6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	172,599
		7 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	100
		8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	635,000
		9 利 子 割 精 算 金	1
	14 予 備 費		150,000
		1 予 備 費	150,000

歳 出 合 計

487,113,000

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
6 農 林 水 産 業 費	4 農 地 費	新築橋上部工架設事業	1,100,000千円	30	220,000千円
				31	470,000
				32	410,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
奨学金返還支援費に係る補助金	自 平成30年度 至 平成48年度	200,000千円
地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	自 平成30年度 至 平成40年度	元金 1,187,000,000千円 及びこれに対する利 子相当額
万代庁舎一般空調設備改修工事請負等契約	平 成 31 年 度	224,000千円
自動車税納税通知書等作成業務委託契約	平 成 31 年 度	10,000千円
公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約	平 成 31 年 度	融資額 36,800,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償

公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約	平成31年度	融資額 960,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償
公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約	自平成31年度 至平成40年度	融資額 230,000千円 の範囲内における損 失補償
公益財団法人とくしま産業振興機構の「LED×藍」産業応援ファンド造成事業融資損失補償契約	自平成31年度 至平成40年度	融資額 490,000千円 及び金利0.2%並び に延滞金及び違約金 年10.95%の範囲内 における損失補償
徳島県立渦の道の塗装等補修工事請負契約	平成31年度	63,600千円
公益社団法人徳島森林づくり推進機構の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約	自平成30年度 至平成86年度	融資額 247,486千円 に対するつきにかか ける損失補償 償還期限到来後10か 月の期間満了の日 (以下「損失確定 日」という。)にお いて、株式会社日本 政策金融公庫が弁済 を受けなかった元利 金合計額(遅延損害 金を含む。)及び損 失確定日の翌日から 補償履行の日までの 利率年11%の割合に よる金額
公益財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約	自平成31年度 至平成41年度	融資額 80,000千円 並びに延滞金及び違 約金年10.95%の範 囲内における損失補 償
県営かんがい排水事業工事請負契約	平成31年度	20,000千円

広域営農団地農道整備事業工事請負契約	平成31年度	360,000千円
県営農道整備事業工事請負契約	平成31年度	10,000千円
老朽ため池等整備事業工事請負契約	平成31年度	280,000千円
国営付帯県営農地防災事業工事請負契約	平成31年度	40,000千円
徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証	自平成31年度 至平成40年度	融資額 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内における債務保証
徳島県土地開発公社の用地取得等契約	自平成31年度 至平成40年度	用地費、補償費等 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内の金額
道路維持作業用自動車売買契約	平成31年度	5,000千円
道路局部改良事業工事請負契約	平成31年度	30,000千円
道路改築事業工事請負契約	平成31年度	280,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	平成31年度	1,320,000千円
橋りょう修繕事業工事請負等契約	平成31年度	10,000千円
街路事業工事請負契約	平成31年度	500,000千円
公園整備事業工事請負等契約	平成31年度	350,000千円
県営住宅建設事業業務委託契約	平成31年度	15,000千円
河川特殊改良事業工事請負等契約	平成31年度	30,000千円

広域河川改修事業工事請負等契約	平成31年度	150,000千円
総合流域防災事業工事請負等契約	平成31年度	210,000千円
地震・高潮対策河川事業工事請負等契約	平成31年度	100,000千円
堰堤改良事業工事請負等契約	平成31年度	35,000千円
河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	平成31年度	70,000千円
床上浸水対策特別緊急事業工事請負等契約	平成31年度	400,000千円
海岸侵食対策事業工事請負等契約	平成31年度	90,000千円
津波・高潮危機管理対策緊急事業工事請負等契約	平成31年度	40,000千円
海岸堤防等老朽化対策緊急事業工事請負等契約	平成31年度	40,000千円
河川等災害関連事業工事請負契約	平成31年度	100,000千円
通常砂防事業工事請負等契約	平成31年度	80,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	平成31年度	80,000千円
急傾斜地崩壊対策事業工事請負等契約	平成31年度	50,000千円
河川等施設災害復旧事業工事請負契約	平成31年度	1,000,000千円
県単独港湾整備事業工事請負契約	平成31年度	50,000千円
港湾改修事業工事請負契約	平成31年度	100,000千円
港湾海岸保全施設整備事業工事請負契約	平成31年度	100,000千円

港湾補修事業工事請負契約	平成31年度	40,000千円
港湾施設災害復旧事業工事請負契約	平成31年度	300,000千円
DMV導入事業に係る補助金	平成31年度	67,919千円
駐在所整備等PFI事業契約	自平成30年度 至平成60年度	970,000千円
指紋情報管理システム電子計算機等賃貸借契約	自平成31年度 至平成36年度	373,248千円

第4表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理事業	千円 1,085,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
企画事業	125,000			
市町村振興事業	1,500,000			
防災事業	7,000			
社会福祉事業	167,000			
環境衛生事業	71,000			
保健所事業	32,000			
医薬事業	2,000			
職業訓練事業	27,000			

農地事業	2,551,000			
林業治山事業	2,261,000			
水産事業	309,000			
観光事業	44,000			
土木管理事業	9,000			
道路橋りょう事業	8,454,000			
河川海岸事業	6,731,000			
港湾事業	740,000			
都市計画事業	1,480,000			
住宅事業	149,000			
警察関係事業	830,000			
教育総務事業	2,200,000			
高等学校整備事業	997,000			
特別支援学校整備事業	39,000			
社会教育事業	99,000			
保健体育事業	61,000			
土木施設災害復旧事業	3,299,000			

公用公共用施設災害復旧事業	96,000			
臨時財政対策債	20,700,000			
計	54,065,000			

第 2 号

平成30年度徳島県用度事業特別会計予算

平成30年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,221,612千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 事 業 収 入		千円 1,221,612
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	153,001
	3 諸 収 入	1,068,411
歳 入	合 計	1,221,612

歳 出

款	項	金 額
1 用 度 事 業 費		1,221,612 ^{千円}
	1 用 度 事 業 費	1,221,612
歳 出	合 計	1,221,612

第 3 号

平成30年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

平成30年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,436,372千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 2,436,372
	1 繰 越 金	1,210,805
	2 諸 収 入	1,225,567
歳 入 合 計		2,436,372

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,436,372 <small>千円</small>
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	2,436,372
歳 出	合 計	2,436,372

第 4 号

平成30年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

平成30年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ237,629千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 237,629
	1 繰 入 金	201,850
	2 諸 収 入	35,779
歳 入 合 計		237,629

歳 出

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金		千円 237,629
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	74,362
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	18,150
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	145,117
歳 出	合 計	237,629

第 5 号

平成30年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成30年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ229,164千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 229,164
	1 繰越金	122,266
	2 諸収入	106,898
歳 入 合 計		229,164

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 229,164
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	229,164
歳 出	合 計	229,164

第 6 号

平成30年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度徳島県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,959,136千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		千円 71,959,136
	1 分担金及び負担金	20,261,469
	2 国庫支出金	22,948,939
	3 療養給付費等交付金	304,999
	4 前期高齢者交付金	22,964,744
	5 共同事業交付金	44,646
	6 財産収入	664

	7 繰 入 金	5,433,675
歳 入	合 計	71,959,136

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		千円 71,959,136
	1 国民健康保険事業費	71,790,712
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	168,424
歳 出	合 計	71,959,136

第 7 号 平成30年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算

平成30年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ520,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金収入		千円 520,000
	1 県 債	520,000
歳 入	合 計	520,000

歳 出

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 520,000
	1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	520,000
歳 出	合 計	520,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 520,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 8 号

平成30年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

平成30年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134,038,675千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 134,038,675
	1 使用料及び手数料	3,000
	2 財産収入	500
	3 繰入金	64,116,400
	4 諸収入	69,918,775

歳 入 合 計	134,038,675
---------	-------------

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 134,038,675
	1 中小企業・雇用対策事業費	134,038,675
歳 出 合 計		134,038,675

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 平成31年度 至 平成38年度	2,000,000千円

第 9 号

平成30年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

平成30年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金収入		千円 149,737
	1 繰越金	55,672
	2 諸収入	94,065
歳 入	合 計	149,737

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 149,737
	1 中小企業近代化資金貸付金	149,737
歳 出	合 計	149,737

第 10 号

平成30年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

平成30年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,802千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 収 入		千円 68,802
	1 財 産 収 入	63,368
	2 繰 越 金	5,424
	3 諸 収 入	10
歳 入	合 計	68,802

歳 出

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業費		千円 68,802
	1 徳島ビル管理事業費	68,802
歳 出	合 計	68,802

第 11 号

平成30年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

平成30年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,632千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 5,632
	1 繰 入 金	315
	2 繰 越 金	3,727
	3 諸 収 入	1,590
歳 入	合 計	5,632

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		千円 5,632
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金	5,632
歳 出	合 計	5,632

第 12 号

平成30年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成30年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,082千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 102,082
	1 繰 入 金	2,079
	2 繰 越 金	90,285
	3 諸 収 入	9,718
歳 入	合 計	102,082

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付金		千円 102,082
	1 林業改善資金貸付金	102,082
歳 出	合 計	102,082

第 13 号

平成30年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

平成30年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ294,613千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 収 入		千円 294,613
	1 財 産 収 入	158,509
	2 繰 入 金	135,389
	3 繰 越 金	500
	4 諸 収 入	215
歳 入 合 計		294,613

歳 出

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業費		千円 294,613
	1 県有林県行造林事業費	294,613
歳 出	合 計	294,613

第 14 号

平成30年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成30年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,962千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,962
	1 繰 入 金	960
	2 繰 越 金	64,400
	3 諸 収 入	15,602
歳 入	合 計	80,962

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,962
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,962
歳 出	合 計	80,962

第 15 号

平成30年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

平成30年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,331,449千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 5,331,449
	1 財 産 収 入	1,828,868
	2 繰 入 金	750,000
	3 繰 越 金	82,431
	4 諸 収 入	150

	5 県	債	2,670,000	
歳	入	合	計	5,331,449

歳 出

款	項	金	額	
1 公用地公共用地取得事業費			千円 5,331,449	
	1 公用地公共用地取得事業費		5,324,815	
	2 土地開発基金積立金		6,634	
歳	出	合	計	5,331,449

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地取得事業	千円 2,670,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 16 号

平成30年度徳島県流域下水道事業特別会計予算

平成30年度徳島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ884,076千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 30 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 流域下水道事業収入		千円 884,076
	1 分担金及び負担金	269,216
	2 繰入金	373,860
	3 県債	241,000
歳 入	合 計	884,076

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		千円 884,076
	1 旧吉野川流域下水道事業費	884,076
歳 出	合 計	884,076

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
旧吉野川流域下水道事業	千円 241,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 17 号

平成30年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

平成30年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,455,941千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 4,455,941
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	821,756
	2 財 産 収 入	76,107
	3 繰 入 金	840,000
	4 繰 越 金	229,067

	5 諸 収 入	14,011
	6 県 債	2,475,000
歳 入	合 計	4,455,941

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 費		千円 4,455,941
	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	3,026,956
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	254,906
	3 徳島小松島港津田地区整備事業費	1,114,000
	4 空 港 周 辺 整 備 事 業 費	60,079
歳 出	合 計	4,455,941

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾等整備事業	千円 1,375,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
徳島小松島港津田地区整備事業	1,100,000			

計	2,475,000			
---	-----------	--	--	--

第 18 号

平成30年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

平成30年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,664千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 99,664
	1 財 産 収 入	327
	2 繰 越 金	19,814
	3 諸 収 入	79,523
歳 入	合 計	99,664

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 99,664
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	99,664
歳 出	合 計	99,664

第 19 号

平成30年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

平成30年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ337,159千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 337,159
	1 財 産 収 入	1,283
	2 繰 越 金	133,697
	3 諸 収 入	202,179
歳 入	合 計	337,159

歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 337,159
	1 奨 学 金 貸 付 金	337,159
歳 出	合 計	337,159

第 20 号

平成30年度徳島県証紙収入特別会計予算

平成30年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,503,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,503,000
	1 証 紙 収 入	2,798,277
	2 繰 越 金	704,723
歳 入 合 計		3,503,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,503,000 <small>千円</small>
	1 他 会 計 繰 出 金	3,503,000
歳 出	合 計	3,503,000

第 21 号

平成30年度徳島県公債管理特別会計予算

平成30年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,882,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 128,882,000
	1 繰 入 金	67,232,000
	2 県 債	61,650,000
歳 入	合 計	128,882,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 128,882,000
	1 公 債 費	128,882,000
歳 出	合 計	128,882,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 61,650,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5%以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 22 号

平成30年度徳島県給与集中管理特別会計予算

平成30年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,059,747千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給 与 振 替 収 入		千円 31,059,747
	1 給 与 振 替 収 入	31,059,747
歳 入	合 計	31,059,747

歳 出

款	項	金 額
1 給 与 費		31,059,747 ^{千円}
	1 給 与 費	31,059,747
歳 出	合 計	31,059,747

第 23 号

平成30年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	205,130人
	外	来	250,588人
(3) 1	日	平均 患 者 数	
	入	院	562人
	外	来	1,027人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		41,511千円
	医療器械及び備品購入費		2,208,305千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	病 院 事 業 収 益		23,260,888千円
第1項	医 業 収 益		19,490,297千円
第2項	医 業 外 収 益		3,770,591千円
	支	出	
第1款	病 院 事 業 費 用		23,709,752千円
第1項	医 業 費 用		22,923,881千円

第2項 医 業 外 費 用 785,871千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,016,277千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,573千円及び過年度分損益勘定留保資金1,012,704千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	7,675,844千円
第1項 企業債	1,222,000千円
第2項 負担金	451,684千円
第3項 他会計からの借入金	5,000,000千円
第4項 補助金	1,002,160千円

支 出

第1款 資本的支出	8,692,121千円
第1項 建設改良費	2,276,790千円
第2項 企業債償還金	1,155,331千円
第3項 他会計からの借入金償還金	5,260,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 1,222,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

11,781,616千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、4,970,000千円と定める。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

平成30年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	329,400,000 k W h
	太陽光発電所	4,525,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	666,393千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 事業	収益	3,493,222千円
第1項 営業	収益	3,481,393千円
第2項 財務	収益	4,848千円
第3項 事業外	収益	6,981千円
支		出
第1款 事業	費用	3,362,677千円
第1項 営業	費用	3,255,963千円
第2項 財務	費用	4千円
第3項 事業外	費用	101,710千円
第4項 特別	損失	2,000千円
第5項 予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額297,031千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額49,311千円及び過年度分損益勘定留保資金247,720千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的 収 入	369,662千円
第1項 固定資産売却代	692千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	368,970千円
支 出	
第1款 資本的 支 出	666,693千円
第1項 建設改良費	666,393千円
第2項 投 資	300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野谷発電所主配電盤電源装置取替等修繕事業工事請負契約	平成31年度	38,293千円
日野谷発電所川側擁壁耐震対策事業工事請負契約	平成31年度	16,487千円
日野谷発電所法面補強事業工事請負契約	平成31年度	40,897千円
日野谷発電所水圧鉄管小支台耐震補強事業工事請負契約	平成31年度	3,222千円
川口発電所屋外用断路器取替事業工事請負契約	平成31年度	28,394千円
川口発電所主配電盤取替事業工事請負契約	平成31年度	425,391千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,005,711千円

(2) 交 際 費 100千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

平成30年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	11
(2) 年間総給水量	66,459,200m ³	吉野川北岸工業用水道	38,536,700m ³
		阿南工業用水道	27,922,500m ³
(3) 1日平均給水量	182,080m ³	吉野川北岸工業用水道	105,580m ³
		阿南工業用水道	76,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	376,885千円
		阿南工業用水道改良工事	61,856千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	1,167,393千円
第1項 営業	収	益	1,113,911千円
第2項 営業外	収	益	53,482千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	1,054,017千円
第1項 営業	費	用	996,266千円
第2項 営業外	費	用	57,751千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額610,972千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,759千円及び過年度分損益勘定留保資金579,213千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	10,002千円
第1項 固定資産売却代	306千円
第2項 その他収入	9,696千円
支 出	
第1款 資本的支出	620,974千円
第1項 建設改良費	438,741千円
第2項 企業債償還金	182,233千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
長岸水管橋撤去事業工事請負契約	平成31年度	30,000千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	215,451千円
(2) 交 際 費	10千円

（たな卸資産の購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 26 号

平成30年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,112千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業 収 益		7,968千円
第1項 営 業 収 益		7,740千円
第2項 営 業 外 収 益		228千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		1,489千円
第1項 営 業 費 用		1,488千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 27 号

平成30年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	50,271千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款 事 業	収 益		75,894千円
第1項 営 業	収 益		75,030千円
第2項 営 業 外	収 益		864千円
支		出	
第1款 事 業	費 用		67,462千円
第1項 営 業	費 用		67,460千円
第2項 営 業 外	費 用		2千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,172千円は、過年度分損益勘定留保資金50,172千円で補てんするものとする。)

収		入	
第1款 資 本 的	収 入		99千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代			99千円
支		出	

第1款 資 本 的 支 出 50,271千円

第1項 建 設 改 良 費 50,271千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第二十八号

徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項のハ中「五十三万円」を「五十七万円」に改め、同項のニ中「八十三万円」を「八十八万円」に、「百一万円」を「百七万円」に、「百十二万円」を「百二十万円」に、「百四十二万円」を「百五十二万円」に、「百六十六万円」を「百七十八万円」に、「三百八十八万円」を「四百七万円」に、「五百十万円」を「五百三十四万円」に、「六百二十九万円」を「六百四十九万円」に改め、同項のホ中「百十三万円」を「百十八万円」に、「百三十四万円」を「百四十一万円」に、「百五十万円」を「百五十八万円」に、「百八十三万円」を「百九十四万円」に、「二百十四万円」を「二百二十六万円」に、「四百三十五万円」を「四百五十五万円」に、「五百五十七万円」を「五百八十二万円」に、「六百七十七万円」を「七百七万円」に改め、同項のヘ中「五百七十五万円」を「五百九十三万円」に、「七百二十五万円」を「七百四十七万円」に、「千七十万円」を「千九十万円」に改め、同表の十四の項のハ中「四十一万円」を「四十二万円」に、「五十四万円」を「五十六万円」に、「七十万円」を「七十三万円」に、「九十二万円」を「九十六万円」に、「百四万円」を「百九万円」に、「百六十万円」を「百六十六万円」に、「百八十二万円」を「百九十万円」に、「二百三万円」を「二百十二万円」に改め、同項のニ中「四十九万円」を「五十三万円」に、「六十三万円」を「六十八万円」に、「九十九万円」を「百三万円」に、「百三十一万円」を「百四十一万円」に、「百七十二万円」を「百七十八万円」に、「三百三十二万円」を「三百四十三万円」に、「四百六万円」を「四百十九万円」に、「四百六十五万円」を「四百八十万円」に改め、同項のホ中「九百十万円」を「九百三十二万円」に、「千二百四十万円」を「千二百六十万円」に、「千七百万円」を「千七百三十万円」に改め、同表の十六の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表の十八の項中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表の十九の項のイ中「五千円」を「六千五百円」に改め、同項のロ中「三千四百円」を「四千五百円」に改め、同項のハ中「二千七百万円」を「三千六百万円」に改め、同表の二十一の項のイ中「三十一万円」を「三十二万円」に、「四十三万円」を「四十六万円」に、「七十二万円」を「七十五万円」に、「九十六万円」を「百三万円」に、「百二十一万円」を「百三十万円」に、「二百九十五万円」を「三百

十五万円」に、「三百六十二万円」を「三百八十七万円」に、「四百十七万円」を「四百四十六万円」に改め、同項のロ中「二百六十六万円」を「二百六十九万円」に、「三百十九万円」を「三百二十三万円」に、「四百七十九万円」を「四百八十三万円」に改め、同表の二十二の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表の二十四の項中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表の二十五の項のイ中「五千円」を「五千七百円」に改め、同項のロ中「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同表の五十七の項のロ中「百八十円」を「百六十円」に改め、同項のハ中「二百二十円」を「二百十円」に、「四円」を「三元」に改め、同項のニ中「九十円」を「八十円」に改め、同表の七十七の項中「一万九千円」を「一万七千円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の十六の項、十八の項、十九の項、二十二の項、二十四の項及び二十五の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十九号

旅館業法施行条例の一部改正について

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

第一条 旅館業法施行条例（昭和五十七年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「営業者」を「法第三条の二第一項に規定する営業者（以下「営業者」という。）」に、「毎日」を「定期的に」に改める。

第五条第一項中「日光による」を削り、同条第二項中「まくらカバー」を「枕カバー」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号ハ及びニを削り、同号を同条第二号とし、同条第四号イを次のように改める。

イ 浴室等（これに付設する脱衣室を含む。）の内部が当該浴室等の外から容易に見えるような構造でないこと。

第十条第四号ロ及びハを削り、同号ニ中「又は脱衣室」を「（これに付設する脱衣室を含む。）」に改め、同号ニを同号ロとし、同号を同条第三号とし、同条第五号中「不透透材料で造られ、排水に支障のない構造である」を「宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有する」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、同条に次の一号を加え、同条を第九条とする。

六 照明の設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものであること。

第十一条第一号中「次の要件を満たす」を「前条第二号に該当する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号イを次のように改める。

イ 浴室（これに付設する脱衣室を含む。）の内部が当該浴室の外から容易に見えるような構造でないこと。

第十一条第二号ハ中「区分がある共同用の浴室又は脱衣室」を「浴室（これに付設する脱衣室を含む。）」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 洗面設備は、前条第四号に該当するものであること。

第十一条第四号中「次の要件を満たす」を「前条第五号に該当する」に改め、同号イ及びロを削り、同条に次の一号を加え、同条を第十条とする。

五 照明の設備は、前条第六号に該当するものであること。

第十二条第一号中「、宿泊者の数を十人未満として法第三条第一項の許可の申請がなされた施設であつて」を削り、「もの」を「施設」に改め、同条第二号イを削り、同号ロ中「前条第一号」を「第九条第二号」に改め、同号中ロをイとし、ハを削り、ニをロとし、同条第三号中「前条第二号に該当するものである」を「前条第二号イからハまでの要件を満たす浴室が設けられている」に改め、同条第四号中「前条第三号」を「第九条第四号」に改め、同条第五号中「前条第四号」を「第九条第五号」に改め、同条に次の一号を加え、同条を第十一条とする。

六 照明の設備は、第九条第六号に該当するものであること。

第十三条第二号を削り、同条第三号中「次の要件を満たす」を「第九条第二号に該当する」に改め、同号イからハまでを削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第十一条第二号に該当するものである」を「第十条第二号イからハまでの要件を満たす浴室が設けられている」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第十一条第三号」を「第九条第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第十一条第四号」を「第九条第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条に次の一号を加え、同条を第十二条とする。

六 照明の設備は、第九条第六号に該当するものであること。

第十四条を削り、第十五条を第十三条とし、第十六条を第十四条とする。

第十七条中「解散前の法人の代表者」を「清算人若しくは破産管財人」に改め、「相続人」の下に「若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者」を加え、同条を第十五条とする。

第十八条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(営業許可証の掲示)

第十七条 営業者は、知事が法第三条第一項の許可をしたときに交付する営業許可証を当該許可に係る施設の宿泊者の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

第二条 旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項中「営業の」を「旅館業の」に改める。

第九条の見出しを「(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)」に改め、同条中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第八号」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

一 入浴設備を必要とする施設にあつては、次の要件を満たす浴室が設けられていること。

イ 浴室（これに付設する脱衣室を含む。）の内部が当該浴室の外から容易に見えるような構造でないこと。

ロ 共同用の浴室が設けられている場合には、脱衣室を付設するとともに、男子用及び女子用の区分がない脱衣室については、出入口の扉に施錠設備を

設けること。

ハ 男子用及び女子用の浴室（これに付設する脱衣室を含む。）が隣接して設けられている場合には、相互に見通すことができない構造であること。

第九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十条を削る。

第十一条中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、同条第二号イ中「第九条第二号」を「前条第一号」に改め、同条第三号中「営業の」を削り、同条第四号中「第九条第四号」を「前条第三号」に改め、同条第五号中「第九条第五号」を「前条第四号」に改め、同条第六号中「第九条第六号」を「前条第五号」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、同条第二号中「第九条第二号」を「第九条第一号」に改め、同条第三号中「営業の」を削り、「第十条第二号イからハまで」を「第九条第二号イからハまで」に改め、同条第四号中「第九条第四号」を「第九条第三号」に改め、同条第五号中「第九条第五号」を「第九条第四号」に改め、同条第六号中「第九条第六号」を「第九条第五号」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を削り、第十七条を第十五条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

提案理由

国において旅館業の規制の見直しが行われ、旅館業法等の一部が改正されたことに鑑み、旅館業の施設の衛生措置の基準及び構造設備の基準を緩和する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十号

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成五年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第二条第二号中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じ当該各号」を加え、「当該枚数」を「当該各号に定める枚数」に改める。

第五条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じ当該各号」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

提案理由

公職選挙法の一部が改正され、地方選挙における選挙公営の対象が拡大されたことに鑑み、本県の議会の議員の選挙について、選挙運動用じらの作成を公営とする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十一号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与に関する条例（昭和三十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。
- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例の規定に基づいて平成二十九年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

八 特定大規模災害等対処作業手当

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（特定大規模災害等対処作業手当）

第十条 特定大規模災害等対処作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百五十三号）第二十八条の二第二項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定大規模災害」という。）に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。
- 二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員が次に掲げる作業に従事したとき。
 - イ 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの（ロにおいて「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業
 - ロ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定に基づき原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「原

子力災害対策本部長指示」という。)に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行い作業(イに掲げるものを除く。)

- 2 前項第一号の規定により支給する特定大規模災害等対処作業手当の額は、作業に従事した日一日につき、四千元を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
- 3 第一項第二号の規定により支給する特定大規模災害等対処作業手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 第一項第二号イの作業のうち原子炉建屋(人事委員会規則で定めるものに限る。)内において行うもの 四万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
 - 二 第一項第二号イの作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
 - 三 第一項第二号ロの作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額)
- 4 同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第二項中「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。」を削り、同項第二号中「原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「原子力災害対策本部長指示」という。)」を「原子力災害対策本部長指示」に改め、附則第四項及び第五項を削り、附則第六項中「附則第三項各号及び」を削り、同項を附則第四項とし、附則第七項中「若しくは第七号又は附則第五項第一号若しくは第三号」を「又は第七号」に改め、「附則第三項及び」を削り、同項を附則第五項とし、附則中第八項を第六項とし、附則に次の一項を加える。

(特定大規模災害に対処するための危険現場作業手当の特例)

- 7 職員が特定大規模災害に対処するため第七条第一項第十一号に掲げる業務又は作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の危険現場作業手当の額は、同条第二項第六号及び第三項の規定にかかわらず、同号又は同項の規定による額に、当該業務又は作業に引き続き従事した日一日につき同号イ又はロに掲げる業務又は作業の区分に応じ基本額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国家公務員について東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十三号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表二十九の項中「、三十一の項及び三十二の項」を「から三十二の項まで」に、「及び2」を「、2及び7」に、「7まで」を「6まで及び8」に改め、同項中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 省令第三十六条の三十五第二項の規定による事故が発生した場合の報告の受理

第二条第二項の表三十の項中「法に」を「法及び省令に」に改め、同項に次のように加える。

3 省令第三十六条の三十五第二項の規定による事故が発生した場合の報告の受理

第二条第二項の表六十五の項10中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項の表六十五の項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十四号

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

附則第三十六項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年徳島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

第三条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中職員の退職手当に関する条例第七条第四項第二号の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことに鑑み、退職給付における民間との較差の解消を図るため、本県の職員の退職手当の額を引き下げる等の必

要がある。これが、この条例案を提出する理由である。